

●香川県告示第238号

平成12年香川県告示第283号（災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度）の一部を次のように改正し、令和4年8月26日から施行する。

令和4年8月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1 略</p> <p>1 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 略</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出する費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、<u>6,285,000円</u>以内とする。</p> <p>(ウ)～(キ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり<u>1,180円</u>以内とする。</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>第1 政令第3条第1項の救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>ア 建設型応急住宅</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出する費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、<u>5,714,000円</u>以内とする。</p> <p>(ウ)～(キ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>(1) 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり<u>1,160円</u>以内とする。</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。 なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p>

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月1日から9月30日まで)	18,700円	24,000円	35,600円	42,500円	53,900円	5人を超える人数1人につき、 <u>7,800円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額
冬季 (10月1日から3月31日まで)	31,000円	40,100円	55,800円	65,300円	82,200円	5人を超える人数1人につき、 <u>11,300円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月1日から9月30日まで)	略	<u>8,200円</u>	<u>12,300円</u>	<u>15,000円</u>	<u>18,900円</u>	略
冬季 (10月1日から3月31日まで)	<u>9,900円</u>	<u>12,900円</u>	<u>18,300円</u>	<u>21,800円</u>	<u>27,400円</u>	略

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月1日から9月30日まで)	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	5人を超える人数1人につき、 <u>7,900円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額
冬季 (10月1日から3月31日まで)	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	5人を超える人数1人につき、 <u>11,400円</u> を5人世帯当たりの額に加算した額

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯
夏季 (4月1日から9月30日まで)	略	<u>8,300円</u>	<u>12,400円</u>	<u>15,100円</u>	<u>19,000円</u>	略
冬季 (10月1日から3月31日まで)	<u>10,000円</u>	<u>13,000円</u>	<u>18,400円</u>	<u>21,900円</u>	<u>27,600円</u>	略

月31日ま で)						
-------------	--	--	--	--	--	--

- (4) 略
- 4・5 略
- 6 略
- (1) 略
- (2) 略
- ア イに掲げる世帯以外の世帯 655,000円
- イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円
- (3) 略
- 7 略
- 8 略
- (1)・(2) 略
- (3) 略
- ア 略
- イ 略
- (ア) 小学校児童 1人当たり 4,700円
- (イ) 中学校生徒 1人当たり 5,000円
- (ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 5,500円
- (4) 略
- 9 略
- (1)・(2) 略
- (3) 埋葬のために支出する費用は、1体当たり、12歳以上の者については213,800円以内、12歳未満の者については170,900円以内とする。
- (4) 略
- 10・11 略
- 12 略
- (1) 略
- (2) 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が138,300円以内とする。

月31日ま で)						
-------------	--	--	--	--	--	--

- (4) 略
- 4・5 略
- 6 被災した住宅の応急修理
- (1) 略
- (2) 略
- ア イに掲げる世帯以外の世帯 595,000円
- イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 30万
円
- (3) 略
- 7 略
- 8 学用品の給与
- (1)・(2) 略
- (3) 学用品の給与のために支出する費用は、次の額以内とする。
- ア 略
- イ 文房具費及び通学用品費
- (ア) 小学校児童 1人当たり 4,500円
- (イ) 中学校生徒 1人当たり 4,800円
- (ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 5,200円
- (4) 略
- 9 埋葬
- (1)・(2) 略
- (3) 埋葬のために支出する費用は、1体当たり、12歳以上の者については215,200円以内、12歳未満の者については172,000円以内とする。
- (4) 略
- 10・11 略
- 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去
- (1) 略
- (2) 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が137,900円以内とする。

- (3) 略
- 13 略
- 第2 略
- 1 略
- (1) 略
- ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,300円以内
- イ・ウ 略
- エ 救急救命士 1人1日当たり 15,500円以内
- オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 16,800円以内
- カ 大工 1人1日当たり 23,400円以内
- キ 左官 1人1日当たり 24,000円以内
- ク とび職 1人1日当たり 23,300円以内
- (2)・(3) 略
- 2 略

- (3) 略
- 13 略
- 第2 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度
- 1 政令第4条第1号から第4号までに掲げる者
- (1) 日当
- ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,200円以内
- イ・ウ 略
- エ 救急救命士 1人1日当たり 15,400円以内
- オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 16,500円以内
- カ 大工 1人1日当たり 21,200円以内
- キ 左官 1人1日当たり 22,000円以内
- ク とび職 1人1日当たり 21,800円以内
- (2)・(3) 略
- 2 略